

平成 3 0 年

議会運営委員会記録

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成30年2月22日（木曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時41分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	猪 原 陽 輔 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	富 澤 啓 二 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 秀 雄 議員
副 議 長	村 田 富士子 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務人権課長	寄 口 昌 宏

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成30年和光市議会3月定例会の会期日程について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
和光市議会基本条例に基づく見直し手続きについて

午前 9時30分 開会

○吉田けさみ委員長 おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成30年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会につきましては、2月25日に開会すべく、16日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出案件でございますが、人事案件が1件、和光市土地開発公社の解散が1件、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更が各1件、条例の制定及び改廃が14件、市道路線の廃止及び認定が2件、補正予算が4件、新年度予算が7件の合計31件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成30年和光市議会3月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、和光市議会基本条例に基づく見直し手続についてです。

本日の資料は、お手元に配付してあります。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成30年和光市議会3月定例会についてを議題とします。

提出議案は31件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

安井総務部長。

○安井総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第1号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の冨澤義宏氏の任期が、平成30年3月5日をもって満了となることか

ら、新たに村中秀人氏を和光市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号、和光市土地開発公社の解散について説明いたします。

和光市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案第3号、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について説明いたします。

当該総合事務組合の組織団体である入間東部地区衛生組合が、平成30年3月31日をもって解散するため、当該衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第4号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

平成30年3月31日をもって、入間東部地区衛生組合が解散により当該総合事務組合を脱退し、また、平成30年4月1日から入間東部地区消防組合が入間東部地区事務組合に名称変更をすることから、当該総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第5号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、平成29年8月8日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の給与が改正されたことから、当市においても人事院勧告に準拠して職員の給与を改正したいので、この案を提出するものであります。

主な改正内容は、職員の給与月額を平成29年4月1日にさかのぼって平均0.2%引き上げ、勤勉手当の支給割合を平成29年度から年間で0.1月分引き上げ、期末手当と合わせた年間支給割合を4.4月とするものであります。

次に、議案第6号、和光市国民健康保険財政調整基金条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、国民健康保険被保険者の国民健康保険税負担の年度間の標準化を図るため、財政調整基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第7号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度改正に対して新たに3年を1期とする国民健康保険事業計画を定め、被保険者が負担すべき国民健康保険税を算定し、税率等を改正したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第8号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、手数料の見直しに伴い和光市印鑑条例、和光市下水道条例及び和光市手数料

条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第9号、和光市予防接種健康被害調査委員会条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、予防接種法の規定に基づき、市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、和光市予防接種健康被害調査委員会を附属機関として設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第10号、和光市介護老人保健福祉施設条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴い条例等を整備するものであります。また、介護保険サービスの運営基準等が見直されたことにより、関係条例の所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号、和光市高齢者住宅条例を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、和光市高齢者住宅の借上げが平成30年9月30日で契約満了となるため、和光市高齢者住宅条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第12号、和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが変更されることから所要の改正をするため、この案を提出するものであります。

次に、議案第13号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、第7期介護保険事業計画における介護保険料を定める規定の改正、第1号被保険者の保険料段階の判定に関する基準の改正及び第1号被保険者のみであった市町村の質問検査権が第2号被保険者まで拡大されたことにより所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第14号、和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、現在都道府県が行っている居宅介護支援事業の指定権限等が市町村に移譲されるため、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の資格に関する基準、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について、新たに制定するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第15号、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されること、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが変更されることとなるため、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第16号、和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、保育クラブ事業の運営費の財源構成の見直しを行い、利用者が負担すべき保育料等を改正したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第17号、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、市の国民健康保険の安定的な財政運営を行うため、基本的な運営方針について3年を1期とした事業計画を定めることとしたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第18号、和光市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

都市公園法の一部改正及び整備された公園等を定めるため、和光市都市公園条例を改正したいので、地方自治法第96条及び第244条の2の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第19号、市道路線の廃止について説明いたします。

和光市駅北口土地区画整理事業により、既に一般交通の用に供していない1路線について市道認定を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第20号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い、市に帰属する公共施設である2路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第21号、平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,256万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ256億1,751万3,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、庁舎維持管理に係る光熱水費の減額などをしております。

款3民生費では、平成28年度子ども・子育て支援交付金に係る返還金を追加計上するほか、生活保護に係る介護扶助を減額するなどしております。

款4衛生費では、朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業負担金を減額しております。

款8土木費では、アーバンアクア公園に係る建物附属設備工事費及び安全対策工事費を追加計上するほか、白子三丁目中央土地区画整備組合に対する補助金の減額などをしております。

款9 消防費では、防災行政無線固定系子局整備工事に対する社会資本整備総合交付金が確定したため、財源内訳を変更しております。

款10教育費及び款12諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金への積立金をそれぞれ増額しています。また、これらに加え、職員人件費において職員の給与改定に伴う給料及び職員手当等を増額しています。

次に、主な歳入について説明いたします。

款15国庫支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金や社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するほか、社会資本整備総合交付金等を減額しています。

款16県支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金を増額するほか、地域生活支援事業補助金等を減額しております。

款18寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額し、款22市債では、起債対象事業費や社会資本整備総合交付金の確定などに伴い、それぞれ増額または減額をしています。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、国有地利活用（広沢複合施設整備事業）など計8事業について繰越明許費の追加または変更をするものであります。

次に、議案第22号、平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ598万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,515万7,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

まず、款1 総務費では、歳入に連動して納税サポートセンター運営委託契約において、入札差金が生じたため減額するものであります。

また、款9 基金積立金では、保険給付費等支払基金残高を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

まず、款7 県支出金では、納税サポートセンター運営委託契約において、入札差金が生じたため減額するものであります。

また、款9 財産収入では、保険給付費等支払基金における預金利子が確定したことから増額し、款10繰入金では、各繰入金額が確定したため保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。

次に、議案第23号、平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ292万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,158万8,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款1 総務費では、平成30年4月の介護保険法改正に対応する給付管理システム、介護予防ケアマネジメントシステムの改修事業委託料として276万6,000円を増額補正し、款9 基金積立金

では、介護給付費準備基金の資金運用利子が確定したことから15万7,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入につきましては、歳出に連動する形で、款5財産収入の利子及び配当金で15万7,000円を増額し、款6繰入金で歳出、給付管理システム、介護予防ケアマネジメントシステムの改修事業委託料の増額に伴い、一般会計繰入金で事業費繰入金の276万6,000円を増額補正しております。

次に、議案第24号、平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,284万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,945万円とするものであります。

初めに、歳出につきましては、職員の給与の改正が行われることから、款1区画整理総務費56万2,000円を増額するものであります。また、埋蔵文化財の試掘結果により本掘調査が不要となること、污水管新設工事について当初計画していた工事量が減少すること、また、損失補償費について補償対象の箇所数及び補償期間が減少することなどにより、款2区画整理事業費において報酬、共済費、旅費、委託料、補償・補填及び賠償金、償還金・利子及び割引料5,340万5,000円を減額するものであります。

次に、歳入につきましては、社会資本整備総合交付金が確定したことから、款1国庫支出金において、社会資本整備総合交付金5,228万3,000円を減額し、款5市債において、交付金の減額決定に伴う公共事業等債の起債対象額変更による減額及び一般事業債の起債対象額を地方道路等整備事業債へ一部変更することにより6,250万円増額するものであります。

また、款2繰入金においては、社会資本整備総合交付金の減額及び区画整理事業債の増額による繰入金の減額と区画整理事業費の減額分の差額6,306万円を減額するものであります。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、区画道路築造整備事業3,766万8,000円、及び宅地造成整備事業2,062万4,000円を繰越明許費とするものであります。

次に、議案第25号、平成30年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

恐れ入りますが、平成30年度埼玉県和光市予算及び予算説明書をお手元に御用意いただきまして、1ページをお開きください。

初めに、地方自治法第215条に規定する予算の内容について説明いたします。

まず、第1条では平成30年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ256億6,600万円と定め、対前年度との比較では11億3,100万円、率にして4.6%の増加となっております。

第2条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

第4条の一時借入金については、限度額を10億円と定めております。

第5条の歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定

めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について説明いたします。

初めに、主な歳入予算について説明いたします。

22ページをお開きください。

款1市税については、前年度から2億5,050万1,000円増加の145億5,307万1,000円を計上しています。

主な内訳を申し上げますと、市民税では、納税義務者数の増加などにより前年度から8,343万円増加の69億7,046万円を計上しています。

固定資産税では、土地が負担調整措置により増加となる一方、家屋や償却資産が経過年数減価により減少となるため、前年度から2,604万1,000円減少の60億678万1,000円を計上しています。

次に、24ページをお開きください。

款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までについては、国の地方財政対策等を参考とするとともに、交付実績を踏まえた金額を計上しています。

なお、地方交付税については、普通交付税を不交付と見込むとともに、特別交付税の減少を見込んでいます。

次に34ページをお開きください。

34ページから47ページまでの款15国庫支出金及び38ページからの款16県支出金については、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金などを計上しており、国庫及び県支出金を合わせて前年度から6億5,205万9,000円の増加となっております。

次に、46ページをお開きください。

46ページから49ページまでの款19繰入金については、財政調整基金及び特定目的基金からの繰入金など4億5,633万1,000円を計上しています。

次に、54ページをお開きください。

款22市債については、広沢国有地先行取得債、白子三丁目中央及び越後山土地地区画整備組合活動支援事業債、アーバンアクア公園整備事業債などの財源として14億320万円を計上しています。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明いたします。

56ページをお開きください。

56ページから61ページまでの款1議会費については、議会運営に係る経費など2億2,261万9,000円を計上しています。

次に、62ページをお開きください。

62ページから135ページまでの款2総務費については、34億8,988万6,000円を計上しています。

62ページからの項1 総務管理費では、庁舎維持管理に係る経費や市民文化センター管理運営費のほか、広沢複合施設整備に係る経費などを、また104ページからの項2 徴税费では、賦課徴収に係る経費などを、110ページからの項3 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳業務に係る経費などを、また112ページからの項4 選挙費では埼玉県議会議員一般選挙に係る経費などを、116ページからの項5 統計調査費では、住宅・土地統計調査に係る経費などを、120ページからの項6 監査委員費では、監査委員業務に係る経費などを、124ページからの項7 生活環境費では、環境保全対策に係る経費などを、130ページからの項8 自治振興費では、コミュニティーセンター及び地域センター管理運営費などをそれぞれ計上しています。

次に、136ページをお開きください。

136ページから191ページまでの款3 民生費については、122億2,640万5,000円を計上しています。

136ページからの項1 社会福祉費では、障害者及び高齢者支援に係る経費や総合福祉会館管理運営費など、162ページからの項2 児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費助成費のほか、保育園及び保育クラブ等管理運営費など、186ページからの項3 生活保護費では、生活保護費支給に係る経費など、188ページからの項4 国民年金事務取扱費では、国民年金事務費など、190ページの項5 災害救助費では、災害見舞金支給に係る経費をそれぞれ計上しています。

次に、192ページをお開きください。

192ページから211ページまでの款4 衛生費については、14億9,427万8,000円を計上しています。

192ページからの項1 保健衛生費では、母子及び成・老人の健診費や予防接種費など、202ページからの項2 清掃費では、廃棄物の収集及び処理に係る経費のほか、焼却施設運転管理に係る経費などをそれぞれ計上しています。

次に、212ページをお開きください。

212ページから215ページまでの款5 労働費については、勤労福祉センター及び勤労青少年ホーム管理運営費など6,117万3,000円を計上しています。

次に、216ページをお開きください。

216ページから223ページまでの款6 農林水産業費については、都市農業支援や市民農園管理運営費など5,082万円を計上しています。

次に、224ページをお開きください。

224ページから229ページまでの款7 商工費については、商工業振興に係る経費や消費生活センターに係る経費など7,485万4,000円を計上しています。

次に、230ページをお開きください。

230ページから255ページまでの款8 土木費については、33億230万5,000円を計上しています。

230ページからの項1 道路橋りょう費では、市道の維持管理、補修、整備に係る経費のほか、市内循環バス運行費や駅南口自転車駐車場管理運営費など、242ページの項2 河川費では、水

路の管理・改修に係る経費など、242ページ中段からの項3都市計画費では、各土地区画整備事業のほか、アーバンアクア公園整備や駅北口地区高度利用化推進に係る経費などをそれぞれ計上しています。

次に、256ページをお開きください。

256ページから261ページまでの款9消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金のほか、消防団業務や防災施設整備に係る経費など9億3,416万9,000円を計上しています。

次に、262ページをお開きください。

262ページから325ページまでの款10教育費については、20億7,096万6,000円を計上しています。

262ページからの項1教育総務費では、英語教育の推進や教育支援センター等の運営に係る経費など、274ページからの項2小学校費及び282ページからの項3中学校費では、小・中学校の管理運営及び施設整備に係る経費など、288ページからの項4社会教育費では、放課後子ども教室に係る経費のほか、公民館及び図書館管理運営費など、316ページからの項5保健体育費では、和光市総合体育館管理運営費や学校給食に係る経費などをそれぞれ計上しています。

次に、326ページをお開きください。

款11公債費では、元金及び利子を合わせた償還金として17億1,306万9,000円を計上しています。

次に、328ページをお開きください。

款12諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金への積立金として45万6,000円を計上しています。

次に、330ページをお開きください。

款13予備費については、前年同額の2,500万円を計上しています。

以上が平成30年度一般会計歳入歳出予算の主な内容でございます。

次に、議案第26号、平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険については、平成30年度からの国保制度改革の影響を考慮し、平成30年度予算において歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,353万5,000円と定め、対前年度比較では8億6,267万8,000円、率にして10.8%の減少となっています。

主な歳入については、国民健康保険税として15億5,952万6,000円を、県支出金として43億2,979万4,000円を計上しています。また、一般会計からの繰入金については5億2,372万1,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については2億5,000万円を計上しています。

なお、基金繰入金については、財政調整基金繰入金への振りかえを含め6億2,197万1,000円を計上しています。

次に、主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として43億1,007万7,000円

を、また新たに国民健康保険事業費納付金として20億2,484万4,000円を、保健事業費として9,834万5,000円を計上しています。

国民健康保険については、安定的な財政運営を目指すため、3年を1期とした和光市国民健康保険事業計画を策定してまいります。引き続き積極的な保健事業を展開し、被保険者の健康の保持・増進とともに医療費の適正化についても取り組んでまいります。

次に、議案第27号、平成30年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成30年度の埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した市負担金を算定、保険料算定に用いる諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数推計に基づく予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,676万4,000円と定め、対前年度比較では4,119万9,000円、率にして6.1%の増加となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料6億2,636万4,000円、保険基盤安定繰入金8,839万5,000円のほか、保険料還付金等を計上しています。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金を7億1,516万円のほか、保険料の還付金等を計上しています。

なお、平成30年度は後期高齢者医療保険料等の改定年度となっております。

次に、議案第28号、平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

第7期介護保険事業計画の初年度となる平成30年度は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により改正された介護保険法により、地域包括ケアシステムを強化するため、これまで先駆的に取り組んできた地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援を目指した第6期計画における基本的目標を継承し、「健やかに暮らしみんなで支え合うまち」を基本理念に掲げ予算編成を行い、歳入歳出予算それぞれ35億1,713万7,000円と定め、対前年度比較では7,186万5,000円、率にして2.1%の増加となっています。

主な歳入については、介護保険料は第6期計画の基準月額4,228円から第7期計画期間では370円増の基準月額4,598円の保険料設定とし、被保険者数の増加率を反映し8億8,305万9,000円を計上しています。

また、歳出の見込みに連動する法定負担の国・県等の補助金及び交付金は19億5,944万5,000円を計上し、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金を6億7,453万2,000円を計上しています。

主な歳出については、保険給付費では居宅介護等サービス費、地域密着型サービス費などとして30億1,166万3,000円を計上し、和光市の独自施策である市町村特別給付については、平成29年度における配食サービス利用者の増加を勘案し、6,685万5,000円を計上しています。

また、平成27年度からの国のモデル事業として実施してきた低所得高齢者等住まい確保事業を継続して実施する委託料として、500万円を計上しています。

次に、議案第29号、平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事

業特別会計予算について説明いたします。

平成30年度予算は、歳入歳出予算の総額それぞれ9億992万4,000円、対前年度比では2億4,236万9,000円、率にして21.0%の減少となっています。

主な歳入については、国庫補助金8,965万円、一般会計繰入金が4億1,107万2,000円、区画整理事業債が4億920万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,701万8,000円、建物移転等補償業務、工事実施設計及び和光市駅北口地区高度利用化に係る土地区画整理事業影響等検証業務などの委託料1億1,284万2,000円、区画道路築造工事などの工事請負費2億1,763万7,000円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償金4億2,269万1,000円などで、区画整理事業費として8億2,240万6,000円を計上しています。

次に、議案第30号、平成30年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量については、給水戸数を4万614戸と見込み、年間総給水量を928万4,000立方メートル、一日平均給水量を2万5,436立方メートル、主要な建設改良事業として南浄水場第1、第2配水池改修事業（2カ年継続事業）に2億4,494万4,000円を計上しています。

次に、予算第3条の収益的収入については、事業収益は15億2,849万3,000円を計上し、前年度比較で4,560万6,000円の増額となっています。主なものは、水道料金収入11億1,440万3,000円で、歳入総額の72.9%を占めています。そのほか配水管工事負担金5,518万8,000円、加入金1億3,780万8,000円、長期前受金戻入1億6,734万5,000円です。

また、支出については、事業費13億1,050万3,000円を計上し、前年度比較で966万2,000円の増額となっています。この主なものは、県水受水費が4億3,836万7,000円で、支出総額の33.5%を占めています。そのほか動力費4,734万3,000円、減価償却費4億353万2,000円、消費税及び地方消費税123万5,000円です。

次に、予算第4条の資本的収入については、一般会計負担金696万2,000円を計上し、前年度比較で212万円の減額となっています。

また、支出については6億2,354万6,000円を計上し、前年度比較で2億2,377万7,000円の増額となっています。この主なものは、建設改良費の給配水管布設費に2億5,023万6,000円、浄水場施設改良費に3億218万4,000円、企業債償還金に3,670万1,000円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億1,658万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填するものであります。

次に、予算第5条については、資本的支出の建設改良費に計上した南浄水場第1、第2配水池改修事業について継続費の総額及び年割額を定めております。

次に、議案第31号、平成30年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条の業務予定量については、水洗化世帯数3万8,700世帯、年間処理水量868万

2,000立方メートル、一日平均処理水量2万3,786立方メートルを見込み、主要な建設改良事業としては、越戸川第1号雨水幹線工事に1億8,900万円、和光市駅北口土地区画整理地区内汚水整備工事に2,134万1,000円、中央分区枝線工事（市道476号線）に4,320万円を計上しています。

次に、予算第3条の収益的収入については11億7,448万1,000円を計上し、前年度比較で3,184万2,000円の増額となっています。その主なものは、下水道使用料の6億5,453万4,000円です。

また、収益的支出については10億3,785万3,000円を計上し、前年度比較で321万2,000円の減額となっています。その主なものは、営業費用としての下水道ポンプ施設維持管理業務、下水道使用料算定及び徴収事務委託等の委託料9,444万1,000円、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金を含む会費負担金2億8,883万6,000円、固定資産の減価償却費4億5,404万2,000円、営業外費用としての企業債利子償還金7,771万円、消費税及び地方消費税2,718万5,000円です。

次に、予算第4条の資本的収入については3億3,751万8,000円を計上し、前年度比較で2億1,025万6,000円の増額となっています。その主なものは、建設改良費等企業債2億2,870万円、国庫補助金6,800万円、他会計負担金2,240万7,000円、他会計補助金1,829万1,000円です。

また、資本的支出については7億7,552万2,000円を計上し、前年度比較で2億3,959万5,000円の増額となっています。その主なものは、雨水幹線設計業務委託料、下水道事業耐震診断業務等の委託料4,013万3,000円、雨水及び汚水整備に係る工事請負費2億7,138万8,000円、建設改良費等企業債償還金3億9,282万3,000円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,800万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補填するものであります。

○吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時31分 休憩）

再開します。（午前10時33分 再開）

まず、議案の先議についてです。

議案第1号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、第2日に起立採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第2号から第4号は委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、第2日に採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し提出された陳情1件を受理しております。受理した陳情は本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、会議で審議するとして、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読一添付資料参照〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情については、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は24日間とし、今回は平成30年度当初予算の審査等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、2月27日火曜日から3月1日木曜日を調査休会とし、3月15日木曜日及び16日金曜日を休会したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月17日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は順位1番、公明党、齊藤克己議員、2番、日本共産党、鳥飼雅司議員、3番、新しい風、待鳥美光議員、4番、緑風会、内山恵子議員、5番、日本維新の会、金井伸夫議員、以上です。

なお、1人会派の方は一般質問の中で御質問ください。了承願います。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月28日水曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、意見書案についてです。議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。日本共産党から1件、日本維新の会、新しい風、和光・まちづくり市民の会から1件、緑風会から1件、公明党から2件、意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、3月2日金曜日の本会議、総括質疑終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 意見書案に関して発言をさせていただきたいのですが、今、意見書案の取り扱いについて日程が確認されたところでありますけれども、日本維新の会、新しい風、和光・まちづくり市民の会の3会派から地方議会議員年金制度復活に反対する意見書案が形式は整って提出されておりますけれども、議会に関することでありますので、この3会派だけでお出しになった理由をまず確認をさせていただきたいと思います。

なお、今議会から議会改革について各議員間、会派間で協議を進めていくということにもなっておりますので、この3会派だけでお出しになったということで、それについて日本維新の会が一番上になっておりますので教えていただきたいと思います。

○吉田けさみ委員長 それでは、菅原満委員外議員から質問が出ておりますので、これについてトップで提案されている日本維新の会の金井委員から説明をお願いいたします。

日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 この意見書案に対する賛成の会派の皆さんの御意見を伺った上で、賛成いただいた会派の方に、賛同をいただいている会派の皆さんに署名していただいたところです。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員の質問に対して、回答がかみ合わないんです。その辺についてほかの会派の方から説明をお願いします。

新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 このたびのこの意見書案については、日本維新の会から賛同への御協力をお願いというのが来たわけですが、その理由といたしましては、議会運営委員会に提出するための人数が3名以上の賛同がないと提出できないということでしたので、日本維新の会は現在2名しかおりませんで、ほかに1名以上の賛同者が必要ということで、新しい風に協力依頼があったということで、今回、名前を連ねているということでございます。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 3名というのは、どういうふうに決まったのでしょうか。

それともう1点なんですけれども、賛同いただいた会派で出したということですから、ここに名前がない会派は、提出に賛同しなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 これはさっき猪原委員から説明いただいたように、日本維新の会は2人しか

いないので、3人とにかく賛同者を集めたいということです。

○吉田けさみ委員長 休憩します。(午前10時46分 休憩)

再開します。(午前10時47分 再開)

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 提出者数の要件は御説明がありましたけれども、要は今の説明だと各会派に確認をして、賛同されたところだけで出したということですよ。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 そういうことではなくて、お声をかけてない会派もあります。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 声をかけてない会派もあるということは、相当数の会派には確認をとられたという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 相当数というのは、いろいろと幅があると思うんですが、そういうことです。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 確認をとった会派というのは、どことどこなんですか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 賛同いただいた会派です。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 要は、3会派だけにしか確認を取らずに提出されたということによろしいのでしょうか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 いろいろとまだ検討されている会派もありますし、今、全ての会派の方で賛成いただいているわけではないということです。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 意見書案の賛否については、意見書案の調整時にやるわけですから、先ほど委員長が確認されたとおりですけれども、要は賛同されている、されてないということじゃなくて、確認したのは何会派かということなんですか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 代表の方から聞いてやっておりますので、余り正確なところは私は把握できておりませんが、それは公の場でやってる話ではないので。どこに声をかけたかどうかというのは急じゃないですか。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 公にと何かとかじゃなくて、正式に出しているわけなんで、その辺きちんとしておかないと、調整日にまたさらに混乱しかねないし、議員年金の復活について、和光市議会としては内部の調整会議ですので、正式な記録はとっておりませんが、代表者会

議を開催し、和光市議会としては地方議員年金復活に対しては、こういう意見書を出すことについては、正直出さないと。復活に対しても否定的な意見のほうが、いろんな状況から見て必要だというような御意見もあったように記憶しておりますけれども、基本的には提出をしないというようなことで、議会全体として取り組むという、議会の関係なので、そのために議会改革も今議会からスタートさせましょうということで、議会全体の取り組みということでやってくるということで来ていたと私自身は認識しているんですけども、そういった手続以外でやるということで進められてきたということでいいわけなんでしょうか。

○吉田けさみ委員長 休憩します。（午前10時50分 休憩）

再開します。（午前10時56分 再開）

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 私が言っているのは、意見書案を出すことがいけないということではなくて、意見書案は提案権ですから、規定の数がそろえば出せるわけです。ただ、和光市議会として、丁寧にいろいろな合意形成、協議を図ってくるという仕組みをつくってきた。

今回も議会改革についてオブザーバー会派まで含めて協議をして、まとめていこうというときに、そういうような手順、手続を私自身の受けとめ方でいけば、崩してしまうような方法をとられるというのは、他会派に対してもこれだけ重要な問題なので、禍根を残すことになりかねないのかなと。

ましてや、オブザーバー会派は過去1人でも意見書案を出せたのが、途中から出せなくなったという経緯も金井委員にはきちんと踏まえて物事を進めていただかないと、なおかつ当事者として入っていた会議であるし、少なくとも聞いてなかったとなると、それはまた逆に会派内の問題ですので、そういったようなこともありますので、禍根を残さないようなやり方をしていただかないと、せっかく合意形成が図れるものが、いろんな点でぎくしゃくしかねないということで、これから議会改革について協議していこうという入り口ですので、そういった点は踏まえて提案していただきたいということで、提案してはいけないとか、そういうようなことではないので、中身については当然調整する日に調整されるということなので、そういう過去の経緯があったということも踏まえて、その辺だけ意見書案を出された経緯だけはきちんと確認をさせておきたかったので、確認をさせていただきました。

私からは以上です。

○吉田けさみ委員長 休憩します。（午前10時58分 休憩）

再開します。（午前11時07分 再開）

日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 先ほどの発言で訂正があります。賛成しそうな会派に声をかけたと申しあげたんですが、そうではなくて、あくまで2人では意見書案が提出できないので、3人以上の賛同者を得たいということで、声をかけさせていただきました。

○吉田けさみ委員長 それでは、今回提出されております意見書案の調整のために3月2日、

金曜日の本会議、総括質疑終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、3月13日火曜日の本会議、一般質問終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、当初予算の参考資料として当初予算見積書のCDを各会派に1枚配付いたしますので、適宜御利用ください。なお、この参考資料は公表しませんので、取り扱いや審査時の発言等は御留意いただき、審査が終了次第、事務局へ御返却くださいますようお願いいたします。取り扱いには十分気をつけていただきたいと思います。

次に、今期定例会のポスターについてです。事務局で作成しましたポスターについて、ホワイトボードに掲示してあります。こちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 書いている内容はいいんですけども、カラーコーディネートをもう少し考えたほうがいいね。和光市の字が薄いよね。今はUD化というのが一つのあれになっているんです。今回はもうできていたら仕方ないですけども、できればぱっと見たらぱっと広報掲示板で見えるように、色を薄い黄色にこういうグリーンを乗せるというのは、僕らの視点や専門家から見るとちょっと……

○吉田けさみ委員長 赤松祐造委員外議員の御意見として伺っておきたいと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 もし、やっぱり間に合うんだったら、こういうのだって弱いもの、広報掲示板に張ったら。ほかのポスターに負けちゃっている。傍聴人がなかなか来てくれないと思います。

○吉田けさみ委員長 このような意見がありますけれども、皆さんいかがですか。

〔「いいです」「グラデーションがきれいに出ているので大したもんです」という声あり〕

それでは赤松祐造委員外議員からは、御意見がありましたけれども、今回は議会事務局でつくっていただいたこのポスターでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、和光市議会基本条例に基づく見直し手続についてです。

まず、今後検討していく項目についてです。各会派で協議した結果をまとめてあります。各会派から説明をお願いしたいと思います。

それでは最初に、緑風会からお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会として、議会改革についてまとめさせていただきました。

1つ目として、議会報告会のあり方については、今、試行ということで意見交換会をテーマを設けて開催しておりますが、今のやり方で進めていき、また何か見直しの点が出てきたときには再度検討していくということしていきたいと思います。

また、2番目の議員間討議については、議員間討議は継続して検討していくということで、課題及び今後の方向性については、政策立案的なものに対する自由な意見を述べる場を設けるなどを検討していきたいと思います。

議員間討議に関する先進地の視察も前回行いましたけれども、視察などの検討もまたしていくことがいいと思っております。

3番目の決算のあり方については、今、各常任委員会へ付託しておりますので、現状で実施していくことが望ましいと考えております。

4番目の事務局強化については、議員1人1人が責務と役割を自覚し、議員のスキルアップ、能力の強化、質の向上を図り、事務局機能を活用しやすくなるように検討していく。

5番目として、意見書案の取り扱いについて、全会派の賛成が得られた意見書案は副議長を提出者とする現状の取り扱いでいいと思います。

6番目の一般質問のあり方についてなんですけれども、一般質問の持ち時間を今、12月、3月議会は40分、6月、9月議会が30分となっておりますけれども、年4回の定例会一律30分に変更することを検討していただきたいと思います。

7番目にその他、日曜議会の見直しを検討していくこと。そのほかにインターネット中継の充実を検討していければと思います。

以上、緑風会としての意見です。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 今回、和光市議会基本条例の見直しということで、現状の議会の活動と、この条例がちゃんと実態に合っているかどうかという見地から、今回検討させていただきました。

そして一つだけ実態に合っていないんじゃないかというところで、気づいたところがございまして、それが第4条の第1項、「議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。」こちらなんですけど、確かに陳情の審査等で自由討議というのが現在行われているわけなんですけれども、これだけで自由な討議が充実しているかどうかというのは、言うのはちょっと難しいのではないかとということで、再度検討する必要があるのではないかと考えております。この「充実」というところをさせるのであれば、新たに取り組みをする必要があると思いますし、もし現状のままでいいということであれば、この「充実」という文言を

削除する必要があるのではないかと思います。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 まず、冒頭に議会基本条例に準拠し、適切に運用されているとっております。以下の2点について、提案いたします。

初めに、議員の資質の向上ということで、議員の資質の向上として、先進市事例の視察等により議会提案で条例の制定を推進するレベルが必要であろうと思っております。

2番目として、事務局強化ということで、議会事務局の調査、政策法務機能の利活用は、これは議員側の課題でありまして、先進事例をもとに充実を図っていくのが大事であろうと。

以上2点、挙げさせていただきました。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 6項目ありまして、1つは基本条例第6条で論点を明確にするため一般質問を一問一答方式により行うことができるとしておりますが、現状では再質問から一問一答になっています。これを1回目の質問から発言項目ごとに一問一答で行ったかどうかという提案です。

理由としては、傍聴者にとって発言項目が多岐にわたる一連の1回目の質問と答弁をまとめて理解することが難しいのではないかとということです。

それから、2番目が議会運営委員会の定数を撤廃し、1人会派の議員も委員と認め、議決権を与える。委員は所属会派の人数分の議決権を持ち多数決で議決する。理由としては、議論を活性化したいと。

3番目が、申し合わせ事項の意見書案と決議案の本会議上程の全会派一致の撤廃。理由は同様に議論の活性化を図る。

4項目目は、申し合わせ事項の委員長報告に対する質疑のところ、自己の所属する委員長報告に対しては、質疑を行わないことを例とするとしておりますが、これは撤廃する。理由としては、例えば委員長報告に重要な論点が抜けていたら、修正を促すことを可能としたいということです。

5番目が、議員定数の18名から16名への削減。和光市財政が中長期的に財政需要の拡大に歳入が追いつかず、赤字が拡大していく厳しい財政運営が見込まれる状況で、議員がみずから市の財政健全化に取り組む姿勢を示す必要があるのではないかとということです。

最後の6番目が政務活動費に係る領収書のインターネット公開。地方議員の政務活動費の使途について不祥事が相次いだことから、その使われ方について透明性を高める必要があるのではないかとということです。

○吉田けさみ委員長 希望、菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 日曜日の議会開催について、継続するかどうか、検討を行ってはどうかということがあります。

次に、議会報告会については、現状の開催で、その開催方法については適宜検討を加えてい

くということで、現状行っている方法をさらに充実させていけばいいのかなという提案です。

次に、陳情については、現在賛否をとっているわけですがけれども、陳情提出者からの意見を伺って、それに基づき所管委員会で協議を行うと。協議が整った場合には、関係機関への意見書または議会提案の扱いとしてはどうかと。整わない場合には、その協議内容を委員長が議会で報告をするという方法を行うことで、議員間の論議も進めていくことにつながるのではないかと考えての提案であります。

ただこの際、検討していくには会議規則の見直しも必要となってきますので、検討する事項が多いのかなということは受けとめておりますけれども、提案の一つであります。

次に、一般質問については、委員会審査と著しく重複する一般質問項目については、委員会審査を尽くすという趣旨に配慮して行われたらいかがかなということで、具体的にどうするというところまでは難しいのかなと思いますけれども、以上、提案です。

○吉田けさみ委員長 和光・まちづくり市民の会、赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私からは3点です。

初めに、日曜議会の開催日について、毎年傍聴者が少なく、また職員も負担になっている。多くの参加者を募るのであれば、土曜日に開催を試みる必要があるのではないのでしょうか。日曜日は一般的に家族の日、イベントを行っても参加者が少ない。改善案として、土曜日または土曜日の午後に開催すれば、今より多くの参加が望めると思います。内容は、市長の施政方針とそれに対する議員質問のみとする。

2番目、質問・答弁の粗稿を手で打ち直していますけれども、議員個別にCD、メモリーカードで後で返すとか、議員の作業の軽減を図っていただきたい。

3番、議員報酬の検討。和光市の安い報酬を見直し、子育て世代のもっと若い議員が参加しやすいようにすることを検討していただきたい。

○吉田けさみ委員長 歩みの会、小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 1点挙げさせていただきました。

日曜日開催の議会についてです。

傍聴者の数が少なく、効果が小さいと感じておりますので、開催日時、それから市民の皆さんへの周知の方法なども含めて、再検討が必要ではないかと考えて、1点挙げさせていただきました。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 まず、日本共産党として、評価と意見という形でまとめさせていただきました。

第3条、第5条に関してなんですけれども、議会報告会における時間配分を市民との意見交換に重点化した点や、テーマを決めて参加団体への呼びかけを行ってきたことは、議会に対する関心を高めることにつながってきたものと評価できます。

ですから、現状を維持しつつ、その都度考えていきたいと思いますということを提案したいと思います。

次に、広報、市議会だよりの表現については、読んでみたいと感じさせる紙面づくりの工夫が必要ではないかと考えています。これもその都度改善できるのかなという立場で提案しています。

それから、本会議場でプロジェクター等を適切に活用し、議員の一般質問のために作成した資料の公開、市長の議案に関連した地図上の位置説明等を行うなど、その内容が傍聴者にもわかりやすく伝わっていくためにプロジェクターの活用等も考えていく必要があるのではないかとということで、提案いたします。

次に、第4条関係についてです。個々の議員がさらなる不断の研さんに努め、議員としての力量を向上させる必要があります。これはかつてから研修等の強化をかなり行ってきたというのを、私は議員を長いことやらせていただいて感じているんですけども、やはりこれについては、引き続き不断の努力に努めながら、議員としての力量を向上させていくということで、述べさせていただきたいと思います。

日本共産党は以上です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

それでは、議会事務局で各会派から出されている御意見について、基本条例の条項に沿ってまとめていただいたのを、皆さんごらんいただきたいと思うんです。

それで、進め方についてなんですけれども、案として皆さんに申し上げさせていただきたいんですが、まず聞いていただきたいなんですけれども、まず議会事務局でまとめていただいたのは、第3条関係では3項目、第4条関係で2項目、第5条関係で2項目、第6条関係で2項目、第10条関係で1項目、第11条関係で1項目、第12条関係で1項目、第13条関係で1項目、第14条関係で1項目、第15条関係で1項目、その他として4項目と一覧表でまとめていただいております。

進め方についてなんですけれども、まず、この条文に基づいて進めていきたいと思うんです。まず、最初の議会運営委員会では、第3条の3項目についてそれぞれ議論をしていきたい。2回目の議会運営委員会では第4条関係、3回目では第5条関係、4回目第6条関係2項目について、これを1日とりたいと思います。次に第10条関係と第11条関係、これが合わせて2項目となっていますので、これは1回で議論をしていきたい。それから第12条関係と第13条関係で合わせて2項目になりますので、これも1回で議論を進めたい。それから第14条関係、第15条関係を合わせて2項目について1回で議論を進めていきたいということで、8回目の議会運営委員会で、その他までいくように進めていきたいということを提案したいんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

休憩します。（午前11時29分 休憩）

再開します。（午前11時33分 再開）

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 協議の進め方で、それぞれ提案されて、どういうふうに協議していくか、評価がありますが、前回、テーマについて提案された会派から説明をいただいて、それに対する質疑や協議をし、持ち帰って各会派間でその内容をきちんと共有して、会派としての意見をまとめてもらって、次の議運で前半、前回のテーマについての協議、取りまとめを行い、次のテーマの提案、質疑を受けて、協議、そして持ち帰りというような流れで進めていくと。前回もそういった流れでスムーズに進んだのかなという気がしますので、その辺も踏まえて正副委員長に御検討いただければと思いますので、お願いいたします。

○吉田けさみ委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、今、大まかな項目に基づいて進めていきたいと思いますということで、およそ8回程度で、持ち帰り意見をまとめていくという形を繰り返して、最終的には結論を出していければいいのかなと思います。

ほかに御意見はございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、再度の確認になります。

現行の基本条例について、第3条では3項目、日曜議会の開催について、インターネットの録画中継の充実について、プロジェクターを活用したわかりやすい議会運営について。

第4条関係では、議員間討議、議員の力量あるいは資質の向上の2項目。

第5条関係では、議会報告会のあり方、陳情の取り扱いの2項目。

第6条関係では、決算のあり方、一般質問のあり方の2項目。

第10条関係では政務活動費についての1項目。

第11条関係では、事務局強化についての1項目。

第12条関係では、政策立案機能の向上についての1項目。

第13条では、議会広報の充実についての1項目。

第14条関係では、定数削減についての1項目。

第15条関係では、議員報酬についての1項目。

その他として、意見書案の取り扱い、議会運営委員会定数見直し、委員長報告への質疑、草稿の取り扱いについて議題としていきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、進め方については、先ほど8回程度ということで申しあげましたので、御了承いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

議会だよりについてです。

議会だよりについてですが、創刊100号記念を発行するに当たって、掲載内容について、次回の議運までに各会派で御協議いただきたいと思います。100号について各会派で御意見をまとめていただきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、今後の日程を確認します。

3月2日、金曜日、本会議終了後、意見書案の調整、基本条例見直しの手続、議会だより。

3月13日、火曜日、本会議終了後、意見書案の確認、基本条例見直しの手続、及び議会だよりについて。

3月20日、火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ、100号記念版について行いたいと思います。

以上となります。御出席くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長から発言があります。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 4点ほどございます。

議員会の役員会、3月19日、月曜日、本会議終了後、役員の皆さんはお集まりください。これが1点。

次に報告です。市内の中学校の生徒と引率の教員が開会日に傍聴に来ます。人数は未定です。

続いて、議会事務局からの要望がありますが、皆さん、2階へ上がって自分の名前のボタン、要は出席ボタンを押されますよね。ところが、そのまま消さずに帰る方がいらっしやると。これは事務局にとっても、いるのか、いないのか、またいつ消せばいいのかわからない。気を煩わすような議員はきちんと自分で改めていただきたい。帰るときには必ずオフにして帰るということで、消し忘れを御注意願いたい。

最後に、本年で東日本大震災から丸7年が経過します。政府主催の追悼式が行われる3月11日、日曜日が休日休会であるため、3月11日に先立ち、3月9日金曜日、一般質問第1日目の午後2時46分に全ての被災者に対し1分間の黙祷をささげることにより御了承いただきたいんです。

第1日目の2時46分というと、多分小嶋議員、吉田武司議員、菅原議員、この3名の議員の一般質問の最中になりますので、御協力ください。多分赤松議員、金井議員は午前中でしょう。小嶋議員は午前中か午後、そして次に吉田武司議員、そして菅原議員なんです。2時46分には黙祷を開始しますので、誰が該当するかわかりませんが、御協力ください。

○吉田けさみ委員長 議長から発言がありました件は、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

本日の審議事項は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。
以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み